

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月24日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 嶋本 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 鈴木 仙弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 鈴木 仙弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年11月18日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年11月26日
【発行登録書の有効期限】	平成27年11月25日
【発行登録番号】	25 - 関東197
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年6月24日(提出日)から平成27年6月25日までである。
【提出理由】	有価証券報告書(第50期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成27年6月24日に関東財務局長へ提出した。これらの有価証券報告書及び臨時報告書の提出により、当該書類を平成25年11月18日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。